

## 事業事前評価表

### 1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業（海外投融資融資事業）

L/A 調印日：2015年8月13日

借入人：ベトナム投資開発銀行（BIDV）

### 2. 事業の背景と必要性

ベトナムでは、2015年のAFTA関税撤廃等により今後ASEAN域内の競争激化が予想される中、2020年の工業国化を目指す同国が引き続き高成長を維持するためには、これまでの外資企業による安価な労働力を拠り所とする組み立て産業を中心とした産業構造から、裾野産業や素材産業をも兼ね備えたより高度で付加価値の高い産業構造への転換が課題となっている。しかしながら、同国では機械製造、電子・情報通信、自動車部品組立等の裾野産業が発達しておらず、例えば進出日系企業の現地調達率は32.2%（2013年度）と、近隣国の中国（64.2%）、タイ（52.7%）と比べても低く留まっている。そのため、政府は、裾野産業の育成を産業競争力強化のための最優先課題の一つと位置づけ、技術力のある海外企業とベトナム国内企業の取引を促進し、技術や経営ノウハウを国内企業へ移転することで、国内裾野産業の育成を図ろうとしている。

我が国にとっても、ベトナムの裾野産業育成は日越共同イニシアティブにおいて継続して取り組まれている重要項目の一つであり、2012年12月に策定された対ベトナム国別援助方針では、2020年までの工業化の達成に向けた支援として、援助の基本方針（大目標）として2020年までの工業化の達成に向けた支援を、重点分野として、産業開発・人材育成支援を通じたベトナムの成長と競争力強化を掲げている。また、JICA国別分析ペーパー（2014年3月）においては、裾野産業育成には、その担い手である中小企業育成が必要であり、生産管理、品質管理等に関する技術・経営水準の向上や、外資企業と地場企業のビジネスマッチングを促進するための取り組みが必要であるとされている。

本事業では、日系中小企業・小規模事業者を多数誘致し企業集積を産み出し、日系中小企業・小規模事業者の進出を促すとともに、入居企業とベトナム裾野産業との取引関係の構築を促進し、もってベトナム裾野産業の育成に資する事を目標としている。また、本事業融資に附帯し、技術支援を併せて実施すること等により、投資環境の改善や入居企業と地場企業との取引促進に資する活動を行い、中小企業・小規模事業者が進出しやすい環境づくりを行う方針である。本事業は、ベトナム政府の政策、我が国、JICAの援助方針と整合しているため、JICAが本事業の実施を支援する必要性・妥当性は高い。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

中小企業・小規模事業者向けのレンタル工業団地（約18ha）を整備すると共

に、日系企業進出時の各種ボトルネックへの対応といったソフト面のサポートを併せて行うことにより、中小企業・小規模事業者のベトナムへの進出促進を図り、以って同国の裾野産業の育成及び工業化の促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ベトナム国ドンナイ省

(3) 事業内容

- ① レンタル工場整備運営：土地取得、工場・関連設備の整備（ユーティリティ引込線等）、運営維持管理
- ② 進出企業支援：進出前事前相談・F/S作成サポート、許認可手続支援、人材確保、マーケティング支援、取引先選定支援等（全て日本語による対応）。

(4) 事業実施期間

2015～19年施設建設予定。2019年12月をもって事業完成とする。

(5) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

(6) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業効果

定量的効果として、開発面積、レンタル面積、入居率を測定。また、定性的効果としてベトナムにおける裾野産業の振興、雇用創出、投資機会の拡大が見込まれる。

#### 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓：過去のバンク・ローン形式の海外投融資案件（例：中国長春工業用水事業（1995））に関する事後評価結果から、モニタリング体制確立の重要性が指摘されている。

(2) 本事業への教訓の活用：本事業では、融資先を通じた事業進捗報告の他に、事業会社から直接報告を受ける体制を構築することで、事業の状況把握を図る。

#### 6. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

- ① 開発面積（ha）
- ② レンタル面積（ha）
- ③ 入居率（％）

(2) 今後の評価スケジュール：事業開始2年後の2021年

以上